

# ○蒲郡市幸田町衛生組合議会の議決 に付すべき契約及び財産の取得又 は処分に関する条例

(昭和四十一年一月二十六日)  
条例 第二二二号

改正 昭和五二年二月二十八日条例第五号  
平成 五年 七月 七日条例第二号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第九十六条第一項第五号及び第八号の規定により、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分について定めるものとする。

(議会の議決に付すべき契約)

第二条 法第九十六条第一項第五号の規定により議会の議決に付さなければならぬ契約は、予定価格一億五千万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第三条 法第九十六条第一項第八号の規定により、議会の議決に付

さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格二千万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い(土地については、予定価格が二千万円以上で、その面積が一件五千平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五二年条例第五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年条例第二号)

この条例は、公布の日から施行する。

第六編 財務

(蒲郡市幸田町衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例)